

○社会福祉法人と当該法人の代表権を有する理事との利益相反する行為にかかる登記事務の取扱いについて

平成3年8月19日民3第4、436
号民事局第3課長依命回答（平成3
年6月6日佐賀地方法務局長照会）

定款（別添）の中に、「理事長のみが、この法人を代表する」、「理事長個人と利益相反する行為となる事項・・・については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する」旨の定めがある社会福祉法人が当該法人の理事長の所有にかかる不動産を買い受けその登記を申請する場合、特別代理人の選任の要否及び登記権利者たる社会福祉法人を代表するものの代理権限を証する書面等について、下記のとおり若干の疑義がありますので、何分の御指示を賜りたくお伺いします。

記

- 1 当該取引を行うについて特別代理人の選任を要しないものと解して差し支えないか。
- 2 特別代理人の選任を要しないとした場合において、上記定款の定めに従い理事会が選任した理事が法人を代表し、理事長と売買契約を行うとともに、所有権移転の登記の申請をも行うときは、申請書に添付すべき当該理事の代理権限を証する書面として、どのようなものを添付すべきか。

（依命回答）6月6日付け登第348号をもって照会のあった標記の件については、下記のとおりと考えます。

記

第1項について

貴見のとおり。

第2項について

当該法人の定款、理事会の議事録(出席理事全員の印鑑証明書付き)及び当該法人の理事についての所轄庁の証明書を添付するのが相当と考えます。